

原著

## 外部専門家としての特別支援学校への巡回相談及び連携

### Consultation service and cooperation of external consultants for special support schools

國末 和也<sup>1)</sup> 藤平 保茂<sup>2)</sup>

**要約**：大阪府の「福祉・医療関係人材（言語聴覚士、理学療法士）の活用事業」として、特別支援学校に巡回指導を行う機会が得られたので指導・支援例をまとめるとともに、特別支援学校との連携について考察した。我々は、それぞれのリハビリテーション領域の専門性を活かし、言語聴覚士としては、特別支援学校に在籍している児童生徒の構音や聴覚の評価、構音指導等についての指導・支援を行い、また、理学療法士としては、児童生徒の姿勢や運動、動作に関する課題への指導・支援を行った。

今後、学校教育に関わることが増すであろう、言語聴覚士、理学療法士が学校教育を理解し、教員と連携を図りながら、外部専門家としてのエビデンスに基づいた児童生徒への指導・支援を行うことが重要であり、また、巡回指導を通して、外部専門家としての言語聴覚士、理学療法士の指導・支援が、当事者、学校、地域社会に望まれていると考察された。併せて、児童生徒への指導・支援のみならず、教員への指導力・支援力の向上にも寄与する社会貢献も大学教員としての責務であると考えられた。

**Key Words**：特別支援学校、巡回相談、外部専門家、言語聴覚士、理学療法士

#### 1. はじめに

平成19年4月から特別支援教育制度が開始された。視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱及び情緒障害に加え、発達障害も特別支援教育の対象となった。また、支援を必要としている対象児の障害が重度・重複化してきていることから、従来の「養護学校」「聾学校」「盲学校」の枠組みにとらわれることなく、特別支援学校が設置可能となった。このことによ

り、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害も多様化し、新たな教育的支援の課題が出てきている。

コミュニケーション、言語、身体機能等に障害のある児童生徒は、特別支援学校のみならず、地域の小学校や中学校、高等学校に在籍している。併せて、障害が重度・重複化しているゆえに、教員がすべての障害のある児童生徒の指導・支援を行うことには限界が生じている。

そのため、福祉・医療・労働等の関係機関と密接に連携した適切な対応が求められている<sup>1)</sup>、<sup>2)</sup>。関係機関等との連携を図るためには、小学校・中学校、特別支援学校に「特別支援教育コーディネーター」が置かれ、保健・医療・福祉・

Kazuya Kunisue  
大阪河崎リハビリテーション大学  
リハビリテーション学部 言語聴覚学専攻  
E-mail: kunisuek@kawasakigakuen.ac.jp  
1) リハビリテーション学部 言語聴覚学専攻  
2) リハビリテーション学部 理学療法学専攻

教育機関同士を結び付けている。

ところで、言語発達障害領域を専門とする言語聴覚士に対して、斎藤は、「言語聴覚士の専門性の発揮は、特別支援教育にとっても頼もしいパートナーの出現を意味するものである。」と述べている<sup>3)</sup>。この指摘は、言語聴覚士のみならず、理学療法士、作業療法士が学校教育の教員と連携することにより、子どもたちの生活上・学習上の困難の軽減・改善がなされると考えられる。

中央教育審議会答申により、「医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部の専門家の総合的な活用を図る」ことが示され<sup>1)</sup>、平成20・21年度 文部科学省委託事業「PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業」により、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の外部専門家の知識や技術を活用した指導方法等の改善について、実践研究が取り組まれた<sup>4)</sup>。

理学療法士には「①呼吸状態や姿勢などについて身体機能面からの評価 ②学校生活で可能な運動機能の改善・向上についての指導 ③児童生徒の障害の状態に応じて、椅子や机などの適正を評価、改善」、作業療法士には「①ADL（着替、排泄、食事、道具の操作などの日常生活動作）の評価 ②ADLを獲得するための必要な補助具の必要性について評価、製作 ③日常生活、作業活動の改善に役立つ教材（コンピュータ等の支援機器も含む）の製作」、言語聴覚士には「①ことばの発声・発音の評価 ②摂食機能の評価、改善 ③人工内耳を装着した児童生徒の聞こえの評価、改善」が求められ、特別支援学校の「①教員と協力した指導の改善（児童生徒の実態把握、個別の指導計画の作成、指導内容・方法の改善、教材・教具の工夫、評価） ②校内研究における専門的な指導」を行っている。

大阪府は、「障害のある子どもが自らの選択に基づき、自立してともに活動できる学習機会

の充実」を図るために、「障害のある子どもの学習環境の充実、障害のある子どもの就（修）学の促進・支援」施策により、「支援学校をはじめ小・中学校、高等学校における就（修）学しやすい環境づくりをすすめる」ため、以下の事業を行っている。

- ・福祉・医療関係人材の活用事業
- ・障害生徒学校生活サポート事業
- ・小中支援学級指導体制充実事業
- ・知的障害のある生徒の教育環境整備事業等

「福祉・医療関係人材の活用事業」は、府立支援学校在籍の児童生徒一人一人のニーズに応じて、よりきめ細やかな教育を行うため、外部の臨床心理士や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などの高い専門性をもった人材を活用し、支援学校の専門性の向上と児童生徒に対する教育の充実を図ることを目的に、平成18年度から大阪府の施策として実施されている。言語聴覚士や理学療法士などの専門家は、視覚支援学校、聴覚支援学校、肢体不自由支援学校、知的障害支援学校において専門的見地から指導を行い、児童生徒の個別のニーズに応じた教育に関与している。

我々は、文部科学省の「PT、OT、ST等の外部専門家を活用した事業」を受けて行われている大阪府の「福祉・医療関係人材の活用事業」により、特別支援学校に巡回指導の委嘱を受け、平成20年度より連携を図っている。言語聴覚士及び理学療法士としての参画した巡回指導をもとに、特別支援学校との連携について検討した。

なお、本稿は、当該学校長の同意を得てまとめた。また、言語聴覚領域の内容については、日本言語聴覚士教会ニュース、ミニ講座「第3回特別支援学校（知的障害）との連携の実際」<sup>5)</sup>をもとに再構成している。

## 2. 特別支援学校（知的障害）における言語聴覚士の関わり

### 2.1 学校の概要と巡回指導

当該校は、知的障害児童生徒を対象に教育を行っている特別支援学校で、小学部児童約 110 名、中学部生徒約 140 名、高等部生徒約 200 名の児童生徒が在籍している大阪府下でも大規模な学校であった。

巡回相談は、1 日 3 時間を 1 回として、平成 20 年度は 3 回、平成 21 年度は 5 回、実施された。言語聴覚士の役割は、自立活動の指導において児童生徒に対し言語聴覚療法に基づいた指導を行うとともに、必要に応じて教員に対し指導・支援へのアドバイスや実技講習、情報提供、教員対象の研修等を行うことであった。

### 2.2 指導内容

児童生徒の言語に関する課題への支援

### 2.3 対象

平成 20 年度 小学部 1 名、中学部 3 名

平成 21 年度 小学部 3 名、高等部 2 名

### 2.4 相談・指導の流れ

構成員：自立活動指導部教諭、担任、養護教諭、言語聴覚士

- 1) 事前打合せ、相談内容の確認
- 2) 行動観察（授業観察）・実態把握
- 3) ケース①、②
- 4) 支援会議、実技講習等
- 5) まとめ

### 2.5 事例

#### 2.5.1 構音に関する指導事例（中学部 男子）

##### (1) 生徒の実態

- ・ダウン症、知的障害
- ・簡単な質問には、単語（名詞）で答えるこ

とができるが、音声言語のみのコミュニケーションは難しく、身振りを付けてのコミュニケーションが中心である。

- ・不明瞭な構音がある。
- ・大きな集団に入りにくい、小集団では、友だちと一緒に活動することができる。

##### (2) 目標設定

- ・構音の改善
- ・活動へのスムーズな取り組み（情緒の安定）
- ・集団の中での協調活動

##### (3) 構音指導の実施

- ・発話明瞭度検査、構音検査の実施
- ・口や舌の動かし方、呼気の使い方、母音を中心とした構音指導を行う。

##### (4) 支援会議での協議

- ・構音学習は、教具を使いながら楽しく行うようにして、相手に伝わるように自ら正しい構音で話をしようとする意欲をもたせることが大切である。
- ・構音評価を活用して、指導計画を立案する。
- ・構音課題が達成できたときは、しっかり褒める。また、ゲームの要素を取り入れた活動にし、構音課題に意欲をもって取り組める指導を行う。

・構音を明瞭にするために音韻意識をつけ、文字と構音を一致させた指導を意図的に行う。

・活動に加わることについては、拒否をしているわけではないので、活動の中心になるような支援を行い、自己のコントロールができるようにする。

・コミュニケーションを活発にするためには、先生－生徒間の 1 対 1 の指導だけではなく、生徒－先生間や生徒間の相互関係のあるコミュニケーション環境を工夫する。

## 2.5.2 聴覚に関する指導事例（高等部 男子）

### (1) 生徒の実態

- ・ダウン症、知的障害
- ・後ろから話しかけた場合に反応がよくない。
- ・耳鼻科健診では異常がなかったが、右耳が聞こえにくい。
- ・意欲的に話をするが、構音が不明瞭である。

### (2) 目標設定

- ・聴覚による弁別、識別
- ・構音の改善

### (3) 聴力測定の実施

- ・純音による聴力測定を実施した。
- ・聴覚に関する評価を行った。

### (4) 支援会議での協議

- ・聴力レベルやオージオグラムの見方の説明を行った。
- ・養護教諭や自立活動部教諭を中心として、聴覚に関する支援を行う必要性について協議した。
- ・支援としての話しかけ方としては、当面は左側から話しかけるようにし、大きめの声でゆっくり話しかけることが望まれ、聞こえに関する補償と情報保障が必要であることを説明した。
- ・聴力レベルについて担任にも説明し理解を求めた。

## 3. 特別支援学校（知的障害）における理学療法士の関わり

### 3.1 学校の概要と巡回相談

巡回相談は、1日3時間を1回として、平成20年度は3回、平成21年度は5回、実施された。理学療法士の役割は、児童生徒に対し理学療法評価に基づいた自立活動の指導を行うとともに、必要に応じて教師に対し指導へのアドバイスや実技講習、情報提供等を行うことであった。

### 3.2 指導内容

相談の対象となった児童生徒の姿勢や運動、動作に関する課題への支援

### 3.3 対象

平成20年度 中学部1名、高等部2名

平成21年度 小学部1名、中学部2名、高等部4名

### 3.4 相談・指導の流れ

- (1) 事前打合せ、相談内容の確認
- (2) ケースにおける主訴の確認、実態把握（動作や行動の観察、検査・測定を実施）
- (3) 指導
- (4) 支援会議
- (5) まとめ

### 3.5 事例

ここでは、2年間に相談対象となった11名の児童生徒への関わりを通し、脳などの疾患から起因する一次的な機能障害に加え、未使用・未学習から起こる二次的な機能障害が重複しているものと考えられた2事例を紹介する。

#### 3.5.1 事例1 高等部 男子

##### (1) 相談内容

何気なく歩いている時につまずき、机の角にひっかかる等、歩行中に不安定な様子がみられる。体育の授業でマラソンが始まり、さらにつまずくことが多くなった。朝、どこかに身体をぶつけると、その痛みを昼過ぎまで訴えていることがある。

##### (2) 実態把握

全体的に、動作中の筋の緊張が全体的あるいは部分的に亢進し、特に走行時では、体幹・骨盤の回旋が乏しく両膝関節の伸展と足関節の底屈が極めて大きく出現するなど、円滑な動作を遂行することに反した非合目的な亢進が認め

られた。片脚立位が困難で、両側の股関節周辺、特に外転筋の筋出力の低下または筋力低下が認められた。

身体部位への意識、認知が低下していることが確認された。深部腱反射亢進、クローヌスの出現など痙縮が確認された。足指の伸展や足関節の背屈をはじめ、巧緻運動が困難など随意運動の障害が認められた。また、関節可動域や筋出力に重篤な問題がないにもかかわらず、骨盤運動が極めて困難であることが確認された。股関節と足関節に軽度～中等度の関節可動域の制限が認められた。

### (3) 支援会議での協議

支援会議の参加者は、自立活動指導部教諭、担任、養護教諭、理学療法士であった。自立活動指導部教員の進行のもと、対象生徒の今後に向けて、理学療法士からの実態把握の報告と提案、担任からの情報提供や質問、意見交換がなされた。以下、協議された3点について要約を記す。

#### ①よく物にぶつかることについて

理学療法士から、よく物にぶつかる一因として、物があることに気が付いていない可能性があることを報告した。身体のどちら側をぶつけ易いのか、物を見ているでもぶつけるのかなど、ぶつかり方を観察することを依頼した。また、別因として、生徒が自身の身体への意識が低下している可能性についても報告した。

協議の結果、担任教諭と自立活動指導部教諭が中心となって、可能な限り対象生徒の歩行を観察することとなった。また、保健体育などの授業を利用し、自分の身体がどのような動きをしているのか、どこがどのように動いているのかなど、自身の身体と運動に意識が向くように、興味を持つことができるように自身の身体についての学びを深めることを促すこととなった。

#### ②スムーズな下肢の運動を獲得するために

理学療法士は、股関節と足関節を中心とした

下肢筋の緊張を緩めること、スムーズな下肢運動獲得のための動作を利用したプログラムを考案し、股関節と足関節のストレッチを依頼した。協議により、これらの課題には自立活動指導部教諭が担当することとなり、プログラム立案と実施が予定された。

#### ③「痛い」ということを引きずることについて

理学療法士から、「どこがどのように痛いのか」という質問に生徒からの明確な回答がなかったことを受け、生徒自身の身体への意識が低い可能性があることを報告した。漠然とした痛みだけを感じている状況が不安にさせているのではないかと、「痛い」という言葉で、「やりたくない」、「難しい」など、他の要求を代弁しているかも知れないことを報告した。

協議により、担任教諭が主となり、行動チェック表などを活用し、どのような場面や時間に「痛い」という訴えが多いのかを観察することとなった。

## 3.5.2 事例2 高等部男子

### (1) 相談内容

運動意欲はあるが、バランスが悪く歩行中によくつまずき転倒する。片脚立ちができないため、体育の準備運動においてもできない運動が多いなど、下半身が安定しないようである。本人は、「自分はちゃんとしているのに・・・」という意識があるようで、「自分ではできる」と思っているようである。身体運動も気持ちも、自分ではコントロールすることが難しいような印象を受ける。「叱られる」などの強い刺激に対して正しく反応することができているが、持続しない。

### (2) 実態把握

両膝立位から片膝立ち位に移行する時など、上肢の支持なしで体位変換が困難であった。また、四つ這い位での二点支持（例えば、右上肢と左下肢支持での姿勢保持）が困難であっ

た。さらに、立位や膝立位で腰部の運動を行うことができなかつた。四肢や体幹の関節可動域に重篤な問題がないにもかかわらず、骨盤運動が極めて困難であることが確認された。骨盤周辺の筋力（または筋出力）が弱く、殊に両側の股関節外転筋の筋力が極めて弱いことが確認された。理学療法士が自身の骨盤を使って前後傾と挙上・下制運動を見せると、生徒はよく観て自身の腰部を動かそうとするが全く動かなかつた。本人は、「そのような運動を行ったことがないし、そういう感覚がない」と答えた。

### (3) 支援会議での協議

支援会議の参加者は、自立活動指導部教諭、担任、養護教諭、理学療法士であった。自立活動部教員の進行のもと、対象生徒の今後に向けて、理学療法士からの実態把握の報告と提案、担任からの情報提供や質問、意見交換がなされた。

理学療法士から、股関節外転筋の弱化や骨盤周辺の運動の未経験が、姿勢保持のための全体的な不安定さに繋がっているように思われることを報告し、「様々な運動や動作を練習することよりも、「姿勢を安定させる」ことが優先的な課題になるのではないかと報告した。また、担任教諭には、「今どうなっている?」、「何かおかしいところはない?」等、本人が自分の状態に気づくことができるための言葉かけを意図的に行うよう依頼した。

また、理学療法士は、校内での生徒の運動や動作の特徴を把握するために、情報提供を依頼した。担任教諭からは、例えば、美術の時間では、「紙をちぎって貼る」という単純作業であれば、かなりの集中力と能力を発揮することができることが報告された。体育の授業では、数を数えること、腕立て伏せや腹筋運動はできることも報告された。しかし、数を唱えながら腹筋運動をすると、数唱と動作が一致しないなど、同時

に複数のことを協応させることが難しいことが報告された。これらの報告を統合すると、複数の要素が重なる動作や作業では、複数の要素を連合させ、いくつもの機能（能力）を分配させながら課題を遂行させることが困難であることが考えられた。

協議により、担任教諭が主となり自立活動部教諭とともに、「自分の動作や身体部位に対する気づきが乏しいことで、姿勢や動作をコントロールできない」という視点で生徒の状況を理解し、課題を進めることとなった。

## 4. アンケートの実施

福祉・医療関係人材活用事業により我々は巡回指導を行ったが、今後、外部専門家として当該校と連携を図り指導を行う上で、どのようなニーズや課題があるのかを把握する必要がある。今回は、自立活動指導部教諭に、この事業に関わる指導回数、対象となる障害、指導内容等の言語聴覚領域に関するアンケートを実施した。

### 4.1 巡回指導について

事業の年間回数は3～4回だったが、当該校が希望する年間回数は5～6回で、より一層の活用が望まれていた。時期としては、1～3月に実施することが多く、日程調整に困難なときもあったことから、次年度は、Plan-Do-Check-Actionという指導の流れを鑑み、より早い時期からの指導が望ましいと考えられた。

巡回指導を開始するにあたって、校内及び授業参観を実施する機会が得られた。特に小学部児童に関しては、巡回指導が学校生活に結びつき活かされなければならない。授業中の児童の様子を見学する機会が得られたことは、児童の実態を把握することができ非常に有意義なことであった。また、校内にて催されていた作品展

を見学させていただく機会も得て、児童生徒と直接触れ合い、児童生徒の作品を見ることができたことも、巡回指導する上で貴重な経験であった。

## 4.2 巡回指導事業対象について

実施された事業対象は、①言語発達障害 ②難聴 ③摂食に課題のある児童生徒であった。当該校が希望する対象領域は、①言語発達遅滞 ②吃音 ③構音障害 ④難聴であった。また、児童生徒に対して必要とする内容(ニーズ)としては、①構音指導 ②摂食嚥下に関する指導 ③聴力測定であった。

巡回指導に当たる言語聴覚士は、当該校のニーズに応じた対象領域についての専門的支援を提供するとともに、言語聴覚士が理学療法士とチームを組んで支援を行う必要性も感じられた。

## 5. 外部専門家に求められるもの

### 5.1 言語聴覚士

教員に対して必要とする内容(研修)としては、①構音指導 ②摂食嚥下に関する指導 ③聴力測定であった。また、教員が言語聴覚士に求める内容としては、①言語・聴覚・嚥下についての専門性 ②聴覚検査の実施や結果の解釈 ③教員への支援 ④教材・教具の開発であった。

言語聴覚士には、教員を対象にした研修への協力も求められている。言語・聴覚・嚥下の専門的な知識のみならず、臨床的な技術も必要とされている。児童生徒の教育支援のためには言語聴覚士の役割は大きいことは明らかである。この研修の一環として、筆者は平成21年度に、高等部教員向けに「発達障がいの子どもの聞こえの問題」というテーマで講演を行った。教員の声や環境音は、生徒にどのように聞こえている

のか、音情報をどのように処理をしているのかを解説するとともに、教室環境、座席の位置、話し方の基本、授業の理解を深める工夫、学習・認知面の教育的支援についてディスカッションを行った。

ところで、学校と言語聴覚士の関わりや日本言語聴覚士協会への要望として、①対象児童生徒の実態把握を行い、具体的な取り組みを進める上でのアドバイス ②実際に学校でできるアイデアやヒントの提示が望まれていた。また、「学校側も『こういう面を相談したい』という具体的なニーズを出すように工夫することで、短時間でも効果的な事業展開ができると思われる。」という意見があった。

児童生徒一人一人のニーズに応じた教育活動を行うためには、教員の専門性と言語聴覚士の専門性を互いに高め合いながら、学校と言語聴覚士が連携し、児童生徒の成長・発達を促進していくことが望まれる。言語聴覚士は、学校教育の内容を理解した上で、互いの役割を明確にし、巡回指導を行う必要があると考えられた。言語聴覚士の活用において、日本言語聴覚士協会が実施した2006年の調査では全国43都道府県・市内21か所(49%)の活用であったが、2009年の調査では、31都道府県・市内25か所(81%)での活用がなされていた<sup>6)</sup>。今後ますます、外部専門家として言語聴覚士の活用が進むと推察される。

### 5.2 理学療法士

理学療法士に求められる相談内容のほとんどが姿勢や運動・動作への相談であった。知的障害のある児童生徒を対象とし、理学療法効果を得るための理想は、本来、対象となる児童生徒が、意識清明、コミュニケーションが良好で全身状態に問題がなく、指導や練習課題に対し自発的で意欲があることが理想である。しかし、知的障害のある児童生徒には、このような条件

を満たす思考、認識、判断、知覚、言語、記憶、創造、随意運動を司る脳の知的精神機能領域に課題を抱えていること<sup>7)</sup>、また生徒は発達のプロセスであることを理解した上で、姿勢や運動・動作への評価、指導にあたる必要がある。また、心理面への評価も必要である。したがって、理学療法士には、児童生徒とコミュニケーションをしっかりとりながら彼らの感性を活かしつつ、指導内容の理解と実践に働きかける能力が備わっていることが求められると推察される。

また、特に特別支援教育で重視しているPlan-Do-Check-Actionという指導の流れを考えるのならば、今回の巡回指導では、一過性の評価のみに終わったという課題がある。すなわち、理学療法士は、担任教諭または自立活動指導部教諭からの相談を受けたあと、実態把握のために評価したにとどまり、支援会議を受け課題に対して立案したプログラムや実践は、理学療法士自身が直接実践できないのが現状であった。支援会議後の児童生徒への課題実践と経過は、再度、機会を得て教員にフィードバックすることが望まれる。そのためには、自立活動支援部教諭との連携が必要であり重要性であると考えられた。また、巡回指導の回数が増えることを期待されている。

理学療法士と教員は、児童生徒への運動を指導する点で共通している。したがって、共通の視点も持ち得る。しかし、多角的な視点から支援をすることが、生徒の種々の能力を引き出せる可能性も高くなるものと考えられる。そのためには、各々の専門性を理解し、連携による支援の中でそれぞれの役割を遵守しつつ、お互いの専門性を活かした支援を展開することが重要であると考えられた。

## 6. まとめ

岡崎は、「言語聴覚士は、学校教育の内容を十分に理解したうえで、発達、認知、医学、福祉などからの見地を含めて事象を広く検討し、支援ニーズを的確に判断し、他機関とのコーディネートを行うなど、子どもの発達を支えていくために何をすればよいかを常に考えながら学校・教員と連携して行くことが重要である。」と指摘している<sup>8)</sup>。言語聴覚士は、絶えず研鑽に励まなければならないが、平成23年度より本学は、言語聴覚学専攻の学生に、市内の幼稚園及び小学校見学を実施している。学生の頃から学校教育について少しでも理解が図られればという考えからである。

また、理学療法士として特別支援学校に巡回指導を行った霜田は、外部専門家としての訪問目的を、教員がチームとして、協働で児童生徒への指導や問題解決に積極的に取り組めるようになるために、①児童生徒の実態把握に基づいた指導・支援方法の助言 ②校内（各部）でのケース会議の開催を主な活動として位置付けている。また、実態把握に基づいた指導・支援の重要性を指摘している<sup>9)</sup>。

今後、学校教育に関わるが増すであろう、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士が学校教育を理解し、教員と連携を図りながら、実態把握に基づいた児童生徒への支援を行うことが重要であり、また、巡回指導を通して、外部専門家としての言語聴覚士、理学療法士の指導・支援が、当事者、学校、地域社会に望まれていると考察された。

併せて、児童生徒への支援のみならず、教員への指導力・専門性の向上にも寄与する社会貢献も大学教員としての責務であると考えられる。

平成23年度についても当該特別支援学校から巡回指導の要請を受けている。これまでの実



践を踏まえ、外部専門家としてのエビデンスに基づいた指導・支援を行うとともに、共同研究をさらに進めた協働的連携を図りたいと考えている。

謝辞：本研究にあたり、アンケートにご協力いただきました特別支援学校の先生方に深謝申し上げます。また、特別支援学校に巡回指導の機会を得られましたことに感謝いたします。

#### [文献]

- 1) 中央教育審議会：特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申），2005.
- 2) 文部科学省・厚生労働省：障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案），2008.
- 3) 斎藤佐和：特別支援教育における言語聴覚士の役割－「いま」から「みらい」へ－座長記、言語聴覚研究 2011, 8(2):73-75.
- 4) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課：PT, OT, ST 等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業，2008.
- 5) 國末和也：ミニ講座「知っておきたい学校教育現場における言語聴覚士の支援の実際」第3回特別支援学校（知的障害）との連携の実際. 一般社団法人日本言語聴覚士協会ニュース 2010, 11(2):15-18.
- 6) 岡崎宏：「連携から融合」へ、「活用から配置へ」－日本言語士協会の立場から－. 言語聴覚研究 2011, 8(2):76-81.
- 7) 福祉士養成講座編集委員会：新版介護福祉士養成講座4 第5版 リハビリテーション論, 2007:156.
- 8) 岡崎宏：特別支援教育に携わる立場から、言語聴覚研究 2008, 5(2):109-114.
- 9) 霜田浩信、星野常夫、須田孝、高田豊、阿部和彦：外部専門家による特別支援学校との連携の効果. 文教大学教育学部紀要 2008, 42 : 103-113.